平成２３年（フ）第１７２号
長野県上田市蒼久保1175番地19
債務者　片岡　一徳
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１７３号
長野県千曲市大字戸倉2337番地２
債務者　出河　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０４号
長野県岡谷市川岸中１丁目17番４―303号
県住中尾1247号
債務者　今井幸次郎
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３３７号
兵庫県明石市魚住町長坂寺761番地の１　リベール明石魚住Ｖ907号
債務者　田中　　等
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
神戸市西区池上１丁目９番地の４　ピースヒル池上103号、旧住所神戸市西区井吹台西町６丁目19番地の１
債務者　瀬沼　幸次
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
神戸市西区井吹台西町２丁目２番地４―305号、旧住所神戸市西区井吹台西町６丁目19番地の１
債務者　玉村　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
兵庫県明石市藤江432番地の７　矢野文化203、旧住所兵庫県明石市大久保町西島610番地の３　エクセランス大久保Ⅱ番館304号
債務者　関西彫育こと　山下　育彦
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
神戸市西区南別府１丁目20番地の４　池田ハイツ３－Ｄ号
債務者　内田加奈子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
徳島県徳島市北矢三町２丁目６番27号、旧住所徳島県徳島市不動本町１丁目247番地の11
債務者　平岡　周一（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５８号
徳島県徳島市八万町大坪257番地の30
債務者　藤城香奈江
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
徳島県徳島市中昭和町５―36―１　ＶＩＤＡ205、住民票上の住所徳島県海部郡海陽町小川字玉笠84番地４、旧住所大阪府八尾市安中町２丁目１－１
債務者　中川　和也
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７１号
徳島県小松島市坂野町字太郎丸６番地
債務者　吉田　宏子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７８号
徳島県徳島市国府町府中597番地の５
債務者　渡部　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８３号
徳島県徳島市八万町橋本345番地、旧住所神奈川県川崎市高津区二子５丁目12番10号
債務者　小出　　晴
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９８号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字幸島130番地１　藍住幸島団地３号棟503号室
債務者　新居　夏季
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２号
高知県安芸市川北甲5282番地２　県営住宅安芸東団地402号
債務者　中屋　和恵
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
高知県室戸市室戸岬町5953番地29
債務者　五十嵐　司
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係